

**未病指標の縦断研究測定業務
業務委託（単価契約） 仕様書**

1 委託業務の概要

未病指標の縦断研究リクルート・測定業務

令和4～6年度にリクルートされた未病指標の縦断研究の研究協力者に対して、生活習慣調査票への回答依頼、各種測定の業務等を、契約期間中、随時で実施する。また、令和5年度以前にリクルートされた神奈川県みらい未病コホート研究の研究協力者に対して、未病指標の縦断研究の研究説明を実施するとともに、同意を得られた者について、生活習慣調査票への回答依頼、各種測定の業務等を、契約期間中、随時で実施するもの。

2 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3 予定研究協力者数・代金の請求等

（１）予定研究協力者数

未病指標の縦断研究リクルート・測定業務：64名

（２）１研究協力者分の業務の完了

受注者が本仕様書「5 業務内容」オに定める計測データを発注者に提出し、発注者が当該提出データの検査を完了することをもって、１研究協力者分の業務を完了したものと扱う。

4 履行場所等

（１）業務履行場所等

受注者の特定保健指導等の事業実施場所とする。

業務は、契約期間中、随時で実施する。

（２）報告場所

発注者の指定する次のいずれかの場所に報告するものとする。

- ・神奈川県立保健福祉大学イノベーション政策研究センター
(川崎市川崎区殿町3-25-10 Research Gate Building TONOMACHI2A 棟)
- ・その他、発注者の指定する場所

5 業務内容

ア 二次調査対象者への案内および意思確認

(ア) 受注者は、対象者（令和4～6年度にリクルートされた神奈川県みらい未病コホート研究の参加者）に対して、未病指標の縦断研究の案内をし、研究の意義・実施方法等について十分な説明を行った上で、研究への参加協力にあたり必須となる、生活習慣に関する情報の提供、保険者・自治体が持つ情報（各種健診・検診結果、任意検査の結果、健康保険診療データ、介護

認定状況ならびに腎機能障害の有無[身体障害認定より]など)の提供、住民票・住民基本台帳・人口動態調査死亡小票の閲覧など同意確認文書に基づく必要な同意項目への同意を確認することで本研究への参加意思確認をする(同意取得手順の詳細については、神奈川県みらい未病コホート研究事務局(以下「事務局」という。)が事前に指導を行う)。

- (イ) 上段(ア)に基づく同意意思確認を経て本研究への参加の意思を同意書への署名をもって確認できた者、および令和4～6年度に未病指標の縦断研究への参加同意を得ている者(以下、「縦断研究協力者」という。)に対して、以下イからオの業務を実施する。

イ 生活習慣調査票の実施

生活習慣調査票の回答を得る。記入終了後に記入内容についての確認を発注者より提供するマニュアルに沿って実施する。紙媒体、電子媒体のいずれの方法を用いるかは、別途事務局より指示を行うものとする。

ウ 未病指標および健康関連指標の測定の実施

縦断研究協力者に対して、神奈川県が作成したスマートフォン用アプリケーション「未病指標(管理者用)」を用いて未病指標の計測を行う。未病指標の計測は、発注者の指定したスマートフォンを用い、発注者作成のマニュアルに沿って実施する。健康関連指標は、身体活動量、握力、5回イス立ち上がりテスト、下腿周径、体組成を計測する。

エ 認知機能検査の実施

縦断研究協力者に対して、Mini Mental State Examination; MMSEによる認知機能の計測を行う。計測は、事務局より提供する専用の調査シートを用い、発注者作成のマニュアルに沿って実施する。健康関連指標は、身体活動量、握力、5回イス立ち上がりテスト、下腿周径、体組成を計測する。

オ 計測データ等の提出

取得した計測データを発注者指定のレイアウトにより電子データで発注者へ提出する。また、生活習慣調査票を発注者へ提出する。

6 成果

本件業務により得られた一切の成果(以下「本成果」という。)、本成果に関し著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む全ての知的財産権(以下「知的財産権」という。)を取得する権利並びに当該知的財産権は発注者に帰属するものとし、発注者が独占的に使用するものとする。

7 守秘義務及び個人情報等の取り扱い

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の解除及び満了後も同様とする。
- (2) 本件業務に基づき受注者が管理する情報は、本件業務以外に使用してはならない。また、研究協力者のプライバシー保護に万全を期し、個人情報を漏洩させてはならない。
- (3) 受注者は本件業務の遂行上必要な個人情報の取り扱いについて、内部における責任体制、個人情報取り扱い責任者、及び業務に従事する者、個人情報を取り扱う場所を定め、具体的な個人情報保護措置についてあらかじめ発注者に届け出るとともに、発注者の指定する安全管理措置を遵守する。

8 その他

- (1) 受注者が本件業務に起因又は関連して、不利益または損害や物的および人的事故が生じた場合は、受注者が解決するものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。ただし、発注者の故意又は重大な過失がある場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、本件業務遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに発注者に報告し、発注者と今後の対応方針について協議を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上決定するものとする。

以上